

平成 25 年 9 月 6 日

## 第 4 回議会改革検討委員会要録

日 時 9 月 3 日（火）午前 10 時～10 時 56 分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、服部、辻、長岡、東、芳倉  
富木  
欠 席 康村、吉川  
資 料 王寺町・河合町の予算説明書サンプル  
議会だより第 85 号

### 1. 議会基本条例の実施状況と課題について

#### ①委員長報告について

○9 月議会で決算審査が行われるが、町も報告するのに重ねて委員長報告が必要なのか理解に苦しむ。本会議での委員長報告は従来通りでよいのではないのか。

○これまでは、委員長報告を事務局で作成し、それを委員長が本会議で読み上げていた。今回、基本条例を作って議員や住民に対して情報を発信することが重要であるとの位置づけを行った。議会の責務として町に対するチェック機能が問われており、それをどう果たしたかが問われている。予算や決算において、議会はどのようにチェックをしたのか、委員長がそれをまとめて情報を発信することを基本条例に盛り込んだ。町が出してきたものをそのまま報告するのではなくて、審議の過程を報告するのが狙いである。委員長報告について議論しマニュアル化しているので、その通り実施すればよいのではないのか。

○委員長報告を作るために休会日を設けるのはいかがなものか。議会が長くなって、締まりがなくなったように思う。

○委員長の立場であれば、取りまとめに時間が欲しい。

○休会日に委員が集まって、大事な項目の選択作業も必要である。休会日は単なる休みではなく委員長報告をまとめる時間であり、休会日は必要である。

○委員長報告については、議会基本条例第 11 条第 2 項で「委員長は委員会の秩序維持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行うよう努める。」と規定している。また前文では、「議会は監視、調査、政策形成等の機能を十分発揮し、自治体事務の政策立案、決定、執行等についての諸課題を明らかにし、広く町民に伝えるとともに町民の意見を反映する責任がある。」と謳っている。従って議会としてどのように審議したのか、その内容を出来るだけ分かりやすく本会議で報告し、議会だよりにも掲載して行くことが大事である。

#### ②議会だよりの見直しについて

○広報委員会より第 85 号（8 月 1 日発行）の変更点について説明があった。これまでの議案一覧が議決結果（議員ごとの賛否一覧）に、また議案説明が委員長報告に変更された。表紙と裏表紙につき読んで頂きやすいとの観点から、モノクロームから一部カラーに変更された。広報の研修会でも、表紙の作り方で読みやすさが左右されると

の報告もあり、全員協議会にも諮り変更された。これからも読んで頂ける、読みやすい広報紙を目指したい。

○かなり見やすくなった。議会報告会などで住民の意見を聞いてはどうか。

○住民の声として、表紙も明るくなり内容も変更されて、議会も変わって来たとの感想があった。議会改革も出来るところから進めて行くことに、少しは理解が得られたのではないか。

○一般質問の扱いが変わった。全体に文字も少なくなり、見出しの回りに余白が作られた。また顔写真が掲載され、全体としてはコンパクトにまとめられて、見やすくなっている。

### ③議員研修（第13条関係）の実施について

○これまでの実施状況については、1件であるとの報告があった。

○議会基本条例では「議員は、政策立案又は提案を行うため並びに調査及び研究にす  
るために交付される議員研修費及び資料購入費（以下「研修費等」という。）の執行に  
当たっては、上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱（平成25年3月  
議会要綱第1号）を遵守しなければならない。」定めている。解説では「議員個々の研  
修を進めるため、独自の制度を条例に盛り込んだものです。議会としての議員研修の  
ほか、議員個々においても自らのテーマについて調査・研究が出来る制度を設ける  
こととします。政務活動費と違って、使用目的は研修費等に限定され、議長の支出管  
理のもとで運用されます。」となっている。条例制定の趣旨からして、出来るだけ活用  
されることが望まれる。

○議員の政策立案や提案を行うための調査・研究を目的としており、積極的な活用を  
期待したい。

### ④議案に関する資料の扱いについて

○次項の「わかりやすい予算書・決算書の取り組みについて」と合わせて検討する。

#### 2. わかりやすい予算書・決算書の取り組みについて

##### ①近隣他町の予算書・決算書の現況について

○資料として王寺町と河合町の24年度一般会計予算説明書を用意した。昨年に王寺周  
辺広域圏の他の6町の予算書・決算書を取り寄せた。予算書・決算書に関しては、地  
方自治法や政省令で定められており、予算説明書の説明欄・備考欄に若干の違いがあ  
る程度である。その事例として2町のサンプルを用意した。王寺町の場合は担当課で  
区分され、河合町では事業毎に区分されているだけの違いである。予算・決算説明書  
を含めて、自治法や政省令で細かく決められている。従ってわかりやすい予算書・決  
算書の課題については、予算書・決算書を補う説明資料の扱いを含めて検討する必要  
がある。

○このテーマの一つは、どのようにすれば住民に理解して頂きやすいのか、もう一つ  
はどのようにすれば議員にとってより深い審議ができるのかである。従来の予算書は、  
基本的に款・項であり、目・節は付けたりと扱っていたが、それだけではわか  
りにくいということで現在の予算書説明書になり、議員から大量の説明資料を認め  
てきた経緯がある。補助金等についても歳出でどのような財源として使われるのか理

解出来るような資料づくりが望まれる。予算書に触るよりいかに資料を充実させて行くかが重要である。

②今後の進め方について

○わかりやすい予算書・決算書の取り組みには、住民に対する説明と議会審議に資する目的とがあるが、今後の進め方として先ず議会審議に資する扱いを優先させて取り組むこととしたい。そのうえで議会報告会等の資料も含めて、住民に分かりやすい予算・決算の説明をどう進めるかを取り組んで行きたい。

○このテーマだけの検討委員会を設置してはどうか。併せて理事者との協議も必要ではないか。

○9月決算議会終了後、議会として先ず検討し、その結果を踏まえて理事者とも協議を行うこととする。

3. その他

特になし

次回開催日程は、10月2日（水）午後1時～

以上